

2015年3月10日

集中治療室における臨床工学技士業務に関する提言

公益社団法人日本臨床工学技士会
会長 川崎忠行

集中治療室では人の呼吸、循環、代謝機能などの重篤な急性機能不全患者の治療を行うことから、人工呼吸器などの呼吸療法機器をはじめ、血液浄化装置やPCPS, IABP などの補助循環装置、各種生体情報モニタなど様々な医療機器が使用されている。それらの操作には高い専門知識と技術が要求されていることから、その専門医療職である臨床工学技士の集中治療室への配置が望まれていた¹。

しかしながら、2008年には持続的血液浄化療法施行中の圧モニターラインの離断死亡事故や2011年にも同治療中のフィルタ取り間違え死亡事故など、臨床工学技士不在の状況で発生した。これに対して（公社）日本臨床工学技士会は、同治療中には血液浄化療法を熟知した臨床工学技士が常時立ち会う体制を提言するなどの再発防止策を啓発してきた²。

また2010年には、法令解釈により、臨床工学技士による人工呼吸器装着患者の喀痰の吸引および動脈留置カテーテルからの採血が実施できる行為³となるなど、集中治療室での業務の適正化が図られてきた。

今般、2014年度診療報酬改定にて、特定集中治療室管理料1及び2の算定条件に、「専任の臨床工学技士が院内に24時間勤務していること」という特掲施設要件が追加された。この目的は、医師、看護師、臨床工学技士のチーム医療の推進による集中治療における新たな医療職マンパワーの補充と安全対策の強化であると考えられる。

これらを踏まえ、以下の如く集中治療室における臨床工学技士業務の在り方を提言する。

- 臨床工学技士は、集中治療チームの一員として治療の質の向上と安全確保を推進すること。
- 臨床工学技士は、経皮的心肺補助法PCPS・ECMO、血液浄化療法、人工呼吸療法などの生命維持管理装置を医師の指示の下に常時迅速に導入し、適切に治療の管理を行うこと。
- 臨床工学技士は、集中治療室における医療機器安全管理を推進すること。

1 「集中治療室（ICU）における安全管理について」厚生労働省医療安全対策検討会議

2 持続的血液浄化療法 continuous blood purification therapy (CBP)装置・回路の安全基準についての提言（Ver.1.01）http://www.ja-ces.or.jp/00osirase/pdf/cbp1.01_201201.pdf

3 「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」医政発0430第1号、平成22年4月30日